

『2010年版 司法試験 完全整理択一六法 刑事訴訟法』
お詫びと訂正

以下の箇所に戻りがございました。お詫びして訂正いたします。

2012年10月9日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
34	1行目から4行目	《注釈》 訴訟関係人のする閲覧請求であっても、「関係人の名誉又は生活の平穩を害する行為をする目的でされた閲覧請求は、権利の濫用として許されない」とした判例がある（最決平20.6.24・平20重判7事件）。	削除	2012.1.28
39	19行目の下に追加	—	《注釈》 訴訟関係人のする閲覧請求であっても、「関係人の名誉又は生活の平穩を害する行為をする目的でされた閲覧請求は、権利の濫用として許されない」とした判例がある（最決平20.6.24・平20重判7事件）。	2012.1.28
235	図表 右側 ●書面・物の利用(1)	(1)...承認を尋問する場合において必要があるとき(規199の10I)	(1)...証人を尋問する場合において必要があるとき(規199の10I)	2010.7.16

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
180	表<時効期間の一覧> 3行目	強盗致死傷	強 姦 致死傷	2010.5.1
273	表<裁判員の参加する刑事裁判手続>10行目	凍害事件の裁判印候補者	当該 事件の裁判員候補者	2010.5.1
107	下から5行目	包括的に黙秘権を保障している (311I、291II)	包括的に黙秘権を保障している (311I、291 III)	2009.10.12
2	表「刑事手続の流れ」警察の段階の段中央	秘技者の身柄確保	被疑者 の身柄確保	—
39	12行目	公開法定でこれを行ふ	公開法 廷 でこれを行ふ	—
41	11行目	【法的期間の延長】	【法 定 期間の延長】	—
220	16行目	(291II)	(291 III)	2009.9.24
123	10行目	自動車を転していた	自動車を 運転 していた	2009.9.26
判例索引 最高裁判例	最 決 平 17.10.12	平 17 重判 4 事件	平 17 重判 3 事件	2009.9.26